

協議の枠組み及び開催方法等について

1 協議の枠組み

- 令和 6 年 2 月より宮城県と仙台市で仙台医療圏の病院再編に関する協議を行ってきたところだが、仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院の整備や、富谷市の病院公募による東北医科薬科大学の附属病院再編及び富谷市への新病院整備計画が進んでおり、仙台医療圏の医療提供体制に変化が予想される。
- こうした中、医療ニーズの高い高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少がさらに進む 2040 年とその先を見据えた持続可能な医療提供体制の構築を目指し、宮城県では、令和 8 年度より次期地域医療構想の策定に向けた検討を行っていく必要がある。
- 仙台医療圏は、圏域の人口の約 7 割が仙台市域に集積しており、医療提供体制の確保にあたっては、県市連携した検討が求められることから、県市間で仙台市域及び仙台医療圏の現状や課題を共有し、将来も見据えた医療提供体制のあり方について協議を行う。

2 協議事項

- (1) 仙台市域及び仙台医療圏の医療提供体制のあり方
 - 次期地域医療構想の策定も見据え、仙台市域及び仙台医療圏の医療提供体制の現状や課題の認識を共有し、適切で切れ目のない医療提供体制の確保に向けて、医療提供体制の目指すべき姿、課題への対応について協議を行う。
- (2) 仙台赤十字病院移転後の地域の医療機能確保
 - 病院移転後の八木山周辺エリアの医療機能確保に向けた協議を継続。

3 協議の開催方法

- (1) 出席者
 - 宮城県は保健福祉部長、仙台市は健康福祉局長を筆頭に、医療政策部門のほか、協議題に応じて、消防、介護、精神保健福祉等の関係部門の職員が出席。
 - 必要に応じて、その他の関係者、外部有識者等を参加させる。
- (2) 協議の方法
 - 原則対面の会議形式で行う。
 - 協議題に係る現状や課題事項を示した資料を用いて論点を確認し、課題解決に向けた対応の方向性、関係者間の役割分担等について協議する。
 - 協議は原則非公開とし、協議後は、議事要旨及び資料を県市ホームページで公開する。